

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション

鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院通所リハビリテーション事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖テレジア会が開設する鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業のサービス提供にあたっては、事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。それにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院
- ② 所在地 鎌倉市腰越1-2-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 管理代行者 1名
管理代行者は管理者の指示のもとに事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ③ 職員
1 単位目
・ 医師 1名以上（病院と兼務）
職員と共同しリハビリテーションの計画を作成するとともに利用者の健康状態を把握する。
リハビリテーション実施にあたっての指示、緊急時の対応を行う
・ 理学療法士、作業療法士 4名以上
医師の指示のもと、リハビリテーションの計画を作成する。計画に基づき、理学療法などの必要なりハビリテーションを実施する。利用者の送迎を行う。
・ 言語聴覚士 1名以上（病院と兼務）
口腔機能の向上が必要な利用者に対して口腔機能向上計画に基づいたリハビリテーションやケアを行う。
・ 看護師 1名以上（病院と兼務）
医師の指示の下、健康状態の把握をする。健康相談や緊急時の対応も行う。
・ 介護員 2名以上
リハビリテーション計画に基づき、身の回り動作の介護、生活状況の聞き取りを行う。利用者の送迎を行う。
・ 運転員 2名以上
運転業務を主として行う。
2 単位目
・ 医師 1名以上（病院と兼務）
職員と共同しリハビリテーションの計画を作成するとともに利用者の健康状態を把握する。
リハビリテーション実施にあたっての指示、緊急時の対応を行う。
・ 理学療法士、作業療法士 4名以上
医師の指示のもと、リハビリテーションの計画を作成する。計画に基づき、理学療法などの必要

なりハビリテーションを実施する。利用者の送迎を行う。

- ・言語聴覚士 1名以上（病院と兼務）
口腔機能の向上が必要な利用者に対して口腔機能向上計画に基づいたリハビリテーションやケアを行う
- ・看護師 1名以上（病院と兼務）
医師の指示の下、健康状態の把握をする。健康相談や緊急時の対応も行う
- ・介護員 2名以上
リハビリテーション計画に基づき、身の回り動作の介護、生活状況の聞き取りを行う。利用者の送迎を行う。
- ・運転員 2名以上
運転業務を主として行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとし、祝日は営業する。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 窓口の営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- ③ 事業のサービス提供時間
1単位目 午前8時55分から午前11時55分
2単位目 午後1時30分から午後4時30分

（利用定員）

第6条 事業の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位目 24名
- 2単位目 24名

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 事業のサービス内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合に基づき、1割、2割、3割のいずれかの額とする。（詳細は別添料金表参照）

事業のサービス内容

- ① 送迎
 - ② 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画の立案
 - ③ 医学管理・看護
 - ④ 介護（排泄、移動）
 - ⑤ リハビリテーション（運動機能向上、口腔機能向上、機能訓練、集団リハビリテーション、個別リハビリテーション、アクティビティ）
 - ⑥ 訪問指導
 - ⑦ その他（福祉用具の相談、調理訓練、外出訓練等）
- 2 通常の事業の実施地域（片道5キロメートル）を越えて行う事業に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までの距離を基に次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、概ね片道5キロメートル未満 200円
 - ② 実施地域を越えた地点から、概ね片道5キロメートル以上 500円
- 3 おむつ代は、165円（税込）を徴収する。
飲料代は、80円/日を徴収する。
趣味活動材料費は、150円/月を徴収する。
- 4 診断書等の文書の発行に係る費用は実費を徴収する。
- 5 外出訓練や調理訓練で生じた費用（電車代や材料代）は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 利用の実施地域は以下の通りとする。

鎌倉市、藤沢市、横浜市、逗子市、横須賀市、葉山町

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 体調不良の速やかな申告
- ② 事業所の設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- ③ 迎への時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。
- ④ その他、施設管理上必要なことについては職員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条

事業のサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理代行者に報告する。併せて、利用契約書に記入の緊急連絡先に連絡する。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回避難・救出訓練を行う。

(事故発生時の対応方法について)

第12条 利用者に対する事業のサービス提供により事故が発生した場合は、鎌倉市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

事故の状況及び事故に際して実施した処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行う。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止について)

第13条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じる。

- ・虐待防止に関する責任者を置く。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- ・職員が利用者の支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える。

(要望及び苦情等の相談)

第14条 要望や苦情等は、管理代行者が速やかに対応する。

また、公的な機関においても、苦情申出等ができることを周知する。

- ・当事業所窓口 通所リハビリテーション管理代行者 電話 0467-38-0768
- ・鎌倉市高齢者いきいき課 電話 0467-61-3947
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 電話 0570-022-110

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- ・職員の研修(感染防止、リスク管理 等) 年4回以上
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成25年7月1日
- 3 一部改正 平成27年1月1日
- 4 一部改正 平成31年2月1日
- 5 一部改正 令和元年11月1日
- 6 一部改正 令和4年1月1日
- 7 一部改正 令和5年11月1日
- 8 一部改正 令和6年6月1日